

南部箕蚊屋広域連合告示第2号

令和2年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月10日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年2月26日(水) 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

松 田 悦 郎	杉 本 大 介
井 藤 稔	景 山 浩
乾 裕	幸 本 元
細 田 栄	真 壁 容 子
細 田 元 教	秦 伊知郎

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和2年2月26日（水曜日）

議事日程

令和2年2月26日 午前10時10分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第7号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第12 議案第8号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第13 議案第9号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について
- 日程第14 議案第10号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第15 発議案第1号 南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 施政方針の説明
- 日程第5 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第7号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第12 議案第8号 令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第13 議案第9号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について
- 日程第14 議案第10号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第15 発議案第1号 南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正について
- 日程第16 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第17 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

出席議員（10名）

1番 松田悦郎	2番 杉本大介
3番 井藤稔	4番 景山浩
5番 乾裕	6番 幸本元
7番 細田栄	8番 真壁容子
9番 細田元教	10番 秦伊知郎

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 藤 原 宰 書記 三 宅 祐 志
書記 赤 井 遥 香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 陶 山 清 孝 副広域連合長 中 田 達 彦
事務局長 住 田 浩 平 事務局次長 湯 浅 香緒利
主任 奥 田 悠 斗 監査委員 仲 田 和 男

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 南部箕蚊屋広域連合 2 月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

令和も 2 年目を迎え、年明けから新型肺炎の世界的感染拡大が大きな問題となっています。その猛威により、日ごとに国内感染者の増加が報道されておりますが、抜本的な対策が見出せていない状況であり、大変危惧をしております。このような危機的な状況において、住民の安心安全を守ることが地方自治の原点であり、私たちに正しい判断が求められているものと再確認したところであります。

さて、南部箕蚊屋広域連合において地域住民の信頼と安心を結びつけるためには、議会としても介護保険のさらなる充実、発展をしていかなければなりません。本定例会に提出されています議案につきまして、令和 2 年度一般会計予算、特別会計予算、条例の制定及び一部改定であります。いずれも重要な議案であります。議員各位におかれましては、真摯な議論により適切な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

午前 10 時 10 分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 10 名です。地方自治法第 113 条の規定によ

る定足数に達しておりますので、令和2年第1回南部箕蚊屋広域連合定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。
5番、乾裕君、6番、幸本元君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、施政方針の説明。連合長より施政方針の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、令和2年度施政方針について申し上げます。

これより、令和2年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和2年度一般会
計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当
面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じ、議員各位を初め、広域連合区
域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

平成12年にスタートした介護保険制度も4月には20年を迎えることとなります。介護保険
制度は、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして、なくてはならないものとなっており
ますが、その一方で、国ベースで見ると、サービス利用者は制度スタート時の3倍を超え、

介護費用の総額も3.6兆円から約3倍の11.7兆円になるとともに、第1号保険料の平均額も2,911円から5,869円になるなど、高齢化の進展に伴い、増加を続けています。

高齢化が都市部の10年先を進んでいると言われていた我が地域におきましては、既に高齢者人口がピークを迎える状況となっており、給付費の伸びは落ちついておりますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、構成町村と連携しながら地域包括ケアシステムの構築の取り組みをさらに進めていく必要があります。

さて、昨年末に介護保険制度の見直しに関する意見が取りまとめられ、現在開催されている通常国会において、この意見を踏まえた介護保険法の改正案が審議されることとなっております。

今回の制度見直しは、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足などの足元の課題に対応するとともに、介護需要が一層増加・多様化し、現役世代の減少が進む2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指して、介護保険が制度の持続可能性を確保しながら、各地域で高齢者の自立支援・重度化防止や日常生活支援といった役割・機能を果たし続けられるよう、必要な制度の整備や取り組みの強化を図るものとなっております。

本広域連合におきましても、令和2年度に第8期介護保険事業計画を策定いたしますが、介護予防・地域づくりや認知症対策など、地域の実情を踏まえながら取り組みの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和元年12月末時点での第1号被保険者は9,004人で、前年同月と比較して94人の増、高齢化率は35.8%となっております。また、認定者数は1,646人で、前年同月と比較して4人の減となっております。

介護給付費は、18億6,105万円と対前年度比較では0.2%の減少となっており、計画値の伸び率1.7%と比較すると伸びが落ちついた状況となっております。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度となっておりますが、現状と課題を踏まえ、引き続き、介護保険事業の安定的な制度運営を図ってまいります。

次に、予算の概要について説明いたします。

令和2年度一般会計の予算規模は5億3,550万円で、前年度に比べて1,450万円、2.8%の増額を見込みました。また、介護保険事業特別会計の予算規模は30億3,300万円で、前年度に比べて5,200万円、1.7%の増額を見込みました。両会計とも、消費税率の引き上げに伴う低所得者の保険料軽減に係る財源が満年度となることから増加分の費用を計上しております。

介護給付費については、第7期計画に基づき、給付費の伸びを見込んだ費用額を計上しております。

本定例会におきましては、このほかに令和元年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか、会計年度任用職員制度導入に伴う条例の制定、介護保険条例の一部改正等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同を賜り、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、施政方針の説明といたします。

日程第 5 議案第 1 号 から 日程第 1 4 議案第 1 0 号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第 5、議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから日程第 1 4、議案第 1 0 号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 1 号から日程第 1 4、議案第 1 0 号までを一括して説明を受けます。

連合長からの提案理由の説明を求めます。

事務局長、住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。それでは、私のほうから、議案第 1 号から議案第 1 0 号について説明のほうをさせていただきます。

まず、議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。概要といたしましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用することとしております。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 2 号、南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例の一部改正についてでございます。本案は、事務局の事務分掌の整理を行うほか、所要の改正を行うものでございます。概要といたしましては、事務分掌の項目について統合及び字句の修正を行うほか、引用している地方自治法の条項の改正を行うものでございます。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例の一

部改正についてでございます。本案は、監査委員の報酬について、県内町村の状況を踏まえて改定を行うものでございます。概要といたしましては、見識を有する者から選任された委員の日額を7,400円から1万1,000円に、議会議員から選任された委員の日額を5,800円から8,600円に改めるものでございます。施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第4号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてでございます。本案は、消費税率の引き上げに伴う低所得者の第1号保険料軽減強化に関し、令和2年度における保険料率について減額賦課額を定めるものでございます。概要といたしましては、第1段階から第3段階までの保険料率について、減額賦課額の金額変更を行い、第1段階を2万1,300円、第2段階を3万5,500円、第3段階を4万9,700円とするほか、字句の修正を行うものでございます。施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

続きまして、議案第5号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,189万9,000円とするものでございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金でございます。269万7,000円を減額し、4億9,798万1,000円とするものです。これは、派遣職員給与等負担金及び特別会計への繰出金の減少に伴う町村負担金の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費でございます。69万1,000円を減額し、7,200万5,000円とするものでございます。主なものは、消耗品費及び町村派遣職員給与等負担金の減額でございます。

3款民生費でございます。128万6,000円を減額し、4億5,796万6,000円とするものです。主なものは、派遣職員給与負担金及び特別会計への繰出金の減額でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第6号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,346万4,000円とするものでございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。歳入から

御説明いたします。

1 款保険料でございます。7 0 1 万7, 0 0 0 円を増額し、6 億3, 2 1 5 万4, 0 0 0 円とするものです。これは収入見込みに伴う保険料の増額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金でございます。2 4 4 万9, 0 0 0 円を減額し、5 億7 0 7 万6, 0 0 0 円とするものです。これは、介護給付費負担金について交付見込みにより減額をしております。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金でございます。1 7 9 万8, 0 0 0 円を減額し、1 億9, 6 6 8 万2, 0 0 0 円とするものです。調整交付金及び地域支援事業交付金などについて交付見込みに基づき予算額の増減をしております。

5 款県支出金、1 項県負担金でございます。1 9 6 万6, 0 0 0 円を増額し、4 億2, 7 9 0 万4, 0 0 0 円とするものです。これは、介護給付費負担金について交付見込みにより増額しております。

6 款繰入金でございます。5 1 万7, 0 0 0 円を減額し、4 億5 7 5 万2, 0 0 0 円とするものがございます。主なものは、地域支援事業繰入金（その他事業分）の減額でございます。

7 款諸収入でございます。1 4 9 万円を増額し、1 4 9 万4, 0 0 0 円とするものがございます。これは、交通事故による第三者納付金の増額でございます。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費でございます。総額の増減は行っておりませんが、実績見込みに伴い、項目間での予算調整を行っております。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。5 3 0 万8, 0 0 0 円を増額し、5, 2 9 8 万6, 0 0 0 円とするものです。これは、実績見込みに伴う増額でございます。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費でございます。2 4 4 万5, 0 0 0 円を減額し、1, 1 7 2 万8, 0 0 0 円とするものです。これは介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、総合事業全体で調整を行うために減額をしております。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費でございます。3 5 7 万6, 0 0 0 円を減額し、1, 5 5 0 万6, 0 0 0 円とするものです。主なものは、認知症初期集中支援事業費の減額でございます。

4 款基金積立金でございます。6 5 1 万8, 0 0 0 円を増額し、2, 1 2 3 万円とするものです。これは、保険料収入の増加により余剰となる財源について、介護給付費準備金への積み立てを行

うための増額でございます。

以上が特別会計でございます。

続きまして、議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。

令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,550万円と定めるものでございます。

主な内容を御説明いたします。予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金でございます。本年度予算額5億616万2,000円、前年度と比較して548万4,000円の増でございます。特別会計への繰出金の増加に伴い、町村負担金を増額しております。

2款国庫支出金、本年度予算額1,328万2,000円、前年度と比較して595万9,000円の増でございます。消費税率の引き上げに伴う低所得者の第1号保険料の軽減強化の財源が満年度化することから、負担金を増額しております。

3款県支出金、本年度予算額760万7,000円、前年度と比較して291万9,000円の増でございます。国庫支出金と同様に保険料軽減に係る負担金を増額しております。

続きまして、歳出でございます。

1款議会費、本年度予算額64万2,000円、前年度と比較して55万円の減でございます。行政視察研修の経費分が減少をしております。

2款総務費、本年度予算額5,776万3,000円、前年度と比較して207万6,000円の減でございます。電算システムの整備が完了したことから減額となっております。

3款民生費、本年度予算額4億7,616万6,000円、前年度と比較して1,706万1,000円の減でございます。主なものは、低所得者保険料軽減繰出金、介護給付費繰出金の増でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,300万円と定めるものでございます。

主な内容を御説明いたします。予算書の5ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款保険料、本年度予算額6億1,684万1,000円、前年度と比較して829万6,000円

の減でございます。第7期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおりますが、低所得者の第1号保険料の軽減強化によりまして、軽減分を減額をしたところでございます。

3款国庫支出金、本年度予算額7億1,369万4,000円、前年度と比較して568万9,000円の増でございます。

4款支払基金交付金、本年度予算額8億748万円、前年度と比較して1,473万6,000円の増でございます。

5款県支出金、本年度予算額4億4,601万4,000円、前年度と比較して918万7,000円の増でございます。これらにつきましては、介護給付費の増加によるものでございます。

6款繰入金、本年度予算額4億4,890万6,000円、前年度と比較して3,070万3,000円の増でございます。主なものは、低所得者の保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金繰入金の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、本年度予算額1,794万2,000円、前年度と比較して136万2,000円の減でございます。主治医意見書作成料及び第8期介護保険事業計画策定に係る調査経費を減額しております。

2款保険給付費、本年度予算額29億3,156万8,000円、前年度と比較して5,321万4,000円の増でございます。第7期介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。

3款地域支援事業費、本年度予算額8,143万8,000円、前年度と比較して31万4,000円の増でございます。介護予防サービス事業費を増額しております。

以上が特別会計でございます。

続きまして、議案第9号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更についてでございます。本案は、現在の南部箕蚊屋広域連合広域計画について計画期間が満了することから、令和2年度を初年度とする広域計画の策定を行うものでございます。現在の事業の実態に合わせて記載内容を修正したほか、項目の整理及び追加を行っております。変更後の計画の計画期間は令和2年度から令和6年度の5年間で、施行期日は令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第10号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更することに関し、関係町村等と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。概要といたしましては、審査会の事務を補助する職員の名称を会計年度任用職員に改めるものでございます。施行期日は令和2年4月

1日となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案理由の説明を受けました。

これより質疑に入ります。

なお、議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算及び議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行っていただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、行きます。

議案第1号、南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第1号の、今回の会計年度任用職員の給与並びに費用弁償に関する条例の制定について、質問が2点あります。

この中に、1つ目は、条例の中の趣旨の準用、第2条です。会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を準用するというふうにあります、この件についてです。先ほどの全協では監査のところで聞いたんですけども、こういうふうに、条例に南部町の会計年度任用職員の給与を準用するという事になれば、どうして南部町の会計年度任用職員、南部町の分を適用するのかという合理的な理由が要ると思うんですね。それで、ちなみにこの会計年度任用職員については、構成している南部町、伯耆町、日吉津村で違いがあるのかっていう点ですね、制度の中での任用職員の待遇等の違いがあるのか。なければ、どこの名前でもいいんですけども、もしあった場合に、南部町の会計年度任用職員のをするという合理的な理由は何かっていうのが1点。

それから2点目は、これは説明資料のところの3ページのところに今回の会計年度任用職員の任用について書いてありますが、事務補助職員と介護認定調査員を各1名ずつ任用職員とすると。週5日勤務、1週間の勤務時間38時間って、こうしてるわけですね、現在ですよ。令和2年度については、事務補助職員が1週間の勤務時間を31時間、週4日勤務相当にするということで、パートタイムの会計年度任用職員になったんですけども、この変更はなぜかっていうことです。例えば、本来であれば、いわゆるフルタイムを保障していくというのが普通のあり方だと思うんですね。それが今回変わってきたのは、どういう理由でこういうふうに時間数を減らして、パート任用職員とするのかっていう点について説明してください。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

まず1点目の準用の件につきましてですが、この会計年度任用職員に関する条例の制定に当たっては、西部町村の法令制定担当者のほうが集まりまして、協議を行って、内容を詰めた結果でございます。基本ラインにつきましては各町村とも同じ仕組みになっておるんですけども、中で若干の違いが運用としてあります。それにつきましては、従前からそれぞれの町村での雇用してきておられた臨時職員の形態によるものでございまして、位置づけですとか、職務の内容ですとか、そういったところよっての給与の位置づけ方が変わってきておるっていうところは、やはり町村ごとの差っていうのは仕方がないというふうに考えております。

なぜ南部町の条例を準用したかという点につきましては、広域連合の事務局が南部町の庁舎内にあるということもありますし、従前から基本的な条例、広域連合で定めてないものに関しては南部町の例を準用するという姿勢をとってまいりました。そういったことで、このたびも同様に南部町の条例を準用するという形で制定を行ったものでございます。

続いて、職員の任用状況についてでございますが、現在の事務補助職員の任用につきましても、これはフルタイムではございません。1週間の勤務時間が38時間っていうことですので、45分間の短縮の扱いとなっております。

この会計年度任用職員制度を導入するに当たって、国からの指導としまして、フルタイムとパートタイムの差を設けないといけないというところで、南部町の中での検討として、この45分の差っていうのはちょっと行政指導に値する部分があるのではないかとということで、これは西部町村どことも同じだと思うんですけども、1日分を差をつけたっていう形となっております。

広域連合の事務補助職員がフルタイム必要かどうかというところについては、現在の状況についてはフルタイムまでは必要ないという状況がございますので、あと、別な理由としましては、フルタイム会計年度任用職員にしますと、市町村共済組合への加入ですとか、退職組合への加入ですとか、そういった事務が発生してまいります。広域連合においては、県の町村事務組合のほうへの加入はいたしました。退職部分についての共同処理というのは行っておりませんので、そういった事務が今後発生するっていうことを回避するっていう部分、それと現在の任用状況から照らし合わせてパートタイム会計年度任用職員としての運用で可能ということから、このような取り扱いをしておるものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 1点目のどうして南部町を準用するかっていうのは、決して言葉

尻をつかまえて言ってるつもりはないんですけども、どういう形を準用するのか、会計年度任用職員等についてもどうするのかっていうことは、従来から広域連合というところは構成町村の中で主体的に話したのではなくて、どっかの分を準用しようっていうことに決めてるということですか。もしそうであれば、やっぱり私は是正が要るというのではないかっていうふうに思うんですよ。参考にしながら、広域連合ではこのようにしようっていうことがあっていいと思うんですけども、南部町の分を適用するという、この合理性にちょっと欠けるのではないかなと思うんですね。

それで、参考までに、それが南部町にしたことを適正とするという判断をするには、3つの町村の会計年度の、みんな西部で話してきたら同じだとわかりますけど、運用状況が若干違うわけですよ、今の話を聞くと、運用状況に至っても南部町と同じようにするということになるわけですね。その確認と、その違いについて、わかる資料を後でいいから出していただけないかっていうことについてどうかっていう点ですね、これをお願いします。

それで、2つ目の会計年度任用職員の任用について、全国的に起こっていることは、会計年度任用職員はこれまでのパートタイムとか非正規の方々を救済する措置として設けられたというふうに私たちは認識しているんですけども、図らずもそうでないという例というのが全国で至るところで出てきているわけですよ。広域連合でいうのであれば、今まで事務補助職員としてされてきた週5日勤務の方、事務補助だから1年単位でかわるっていうことあると思うんですけどもね、もし同じ方が採用されるとして、これまでの事務補助職員と今後の週31時間、38時間から31時間になったわけですよ、これ、勤務時間も減るわけですよ。確かに期末手当等が出ると思うんですけども、給与自体は下がってくるのではないですか。そういう事態に起こっているのかということ、給料としてどれだけの差が出るのかということと、年間の報酬としての差はどうか。年間にしたら、若干期末手当等が出ればふえるのかなと思うんで、その点はどうなんでしょうかということと、ここに参考までに月額、日額、時間額で算定されるとして、報酬を事務補助職員が月額の11万6,880円が13万2,720円、日額が8,680円から9,630円と幅を持たせていますが、今期提案される事務補助職員と介護認定調査員についてはどれだけの月額と日額から出発するということになってるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 条例の制定に当たっての方法については、妥当ではないかというふうには考えておるところでございます。他の広域連合、一部事務組合の例によりましても、同様に主体とする自治体のものを準用するという形をとっている例が多くございます。これは法令の

制定、改正といったところの事務っていうのが、なかなかそういった連合、一部事務組合だけでは力量がないっていうところを補うためにそういったやり方をやっておるところで、これについては今後こういった取り組み、やり方を続けていくものだっていうふうに考えております。

各町村の差っていうところを出せということなんですが、こちらのほうで全て詳しい資料を持っておるわけではございません。月額、日額、それぞれ資料のほうに記載をしておりますものにつきましても、南部町の取り扱いと全く同じものとなっておりますので、南部町との比較としての差っていうのは出ておりません。これまでとこれからの全体の額の比較っていうところは、予算要求書、予算書の説明資料のほうでそれぞれの年度比較の数字を上げておりますので、そこで出ておる差っていうのがその額になるというふうに考えております。

どれだけの日額、月額で予算要求をしておるかという点についてでございますが、これは現在の職員が引き続き雇用となるという想定で予算組みのほうはさせていただいております、事務補助職員につきましても月額は12万7,200円でございます。認定調査員につきましても日額は9,830円ということで予算要求をさせていただいております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 最後の質問か。南部町のを参考にしているんだっていうことはわかりました。例えば広域連合も自治体の一つですよ。会計年度任用職員の制度については、構成する町村を下回るようなやり方をしているのはよくないですよ。少なくともきちっと各町村の、構成町村の会計年度任用職員の準用させるということで南部町しているの、差はないっていうことだというふうに今理解しているんですね。ただ、もう一つつけ加えて言えば、運用基準、運用等で違うというのであれば、日吉津村、それから、私は南部町の方は運用基準わかるんですけども、日吉津とか伯耆町の分についてはわからないので、もしよければ参考までに置いていただければありがたいと思いますので、提出することをお考えいただきたいということを一つ言っておきますね。

2つ目は、事務補助職員が現在の採用、今働いている方を前提としてしているっていうのわかりました。この方が月額の12万7,200円、あとは期末手当等を考えたらいと思うんですけども、この12万7,200円というのは週31時間の勤務になるわけですよ。そういうことになるわけですが。とすれば、前回の週5日の勤務のときと比べて、この報酬は下がっているわけですね。そこを言ってるんです、下がってるんじゃないですかと。もしかしたら、こちらから聞いたってね、これでいいんだっていうのであれば、38時間の方が31時間になって削られたということは、会計年度任用制度を導入するに当たって削ったっていうことになるんじゃないで

すか。それまで要らなかった時間を使っとなったってということですか。そうじゃないでしょう。広域連合では必要だから使ってた方を会計年度の制度を利用することに乗じて、この1人の人を7時間削ってるじゃないですか。この事態っていうのはどうして出てくるんですか。それを改めるべきじゃないかって言ってるんですよ。本人の希望だったわけですか。その点について説明してくださいませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

この額の決定につきましては、フルタイムの月額の額をもとに、それぞれの勤務時間に合わせて減額を行っておるものがございますので、そういった答えが出てくるというところでございます。勤務時間について差がありますので、その分は減額されるっていうのはやむを得ないというふうには考えております。現在任用されている職員についてはこの制度についての移行についての説明をいたしまして、金額、条件等についても御理解をいただいた上で、再度応募をされるのかどうかというところは本人の気持ちにはなってくると思えますけれども、そういったことで丁寧に説明をして、御理解をしていただいておりますのでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（8番 真壁 容子君） 私、もう3回したかな。

○議長（秦 伊知郎君） はい、3回です。

これで質疑を終結いたします。

続いて、行きます。議案第2号、南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例の一部改正について、質疑ありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） これも委員会にかからないから、ここで聞きます。

今回の事務分掌の一部改正について、中身についてわかったんですけども、今回出されてきたことの経過と、それから、この事務分掌については何ら変わることはない、今後も変わることはなくて、整理しただけだっていうことの確認ですが、それでよろしいんですか。どうですか。経過。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

今回の改正の経緯でございますが、広域計画の見直し、それとあと、全体的に老人保健福祉計画っていう文言を老人福祉計画に直すっていう作業の中で出てきたものでございます。従前の条

例につきましては、広域連合設立当初につくられたものでございまして、その後の状況等踏まえて、必要な事項について項目を追加してやってきたということで、今後、事務の内容が変わらない限りはこの状態でいくものと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 広域計画を変えるというのはわかるんですよ、5年ごとに変わるわけですよね。今回変えるわけですが。それはわかるんですけども、今回、文言の整理をしたということと、ただそれだけっていうことですか。これを見とったら、例えば事務分掌なんかではたくさんばあっとあったのが6番目なんかでは介護保険に、これも字句の整理だけだっということで解釈して、中身は何ら変わらないっていうことでいいわけですね。そういうことですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

議員の言われるとおりでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。

次、行きます。

議案第3号、南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑ありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の議案第4号というのは、今回の消費税、10月ですね、10月からに伴って、低所得者の保険料の軽減をしていくという内容を実施するということでいいわけですね。この内容で連合長にお聞きしたいと思うんです。介護保険絡みでこの軽減措置がなかなか、延びたりとかしてきました。国が決めて、所得ごとに決めた、所得段階別に決めた保険料を決めなさいよって言うておいて、低所得者の保険料を軽減しようということに至った自体っていうのは今までもしてきたんですけども、結果として介護保険料が高くて、特に低所得者には負担が大きいということを国が認めてきたからですよ。そういうふうに私は認識しています。それが介護保険、消費税との関連でっていうことで、なかなか私は意見もあるんですけども、今回このように軽減されました。ことし1年、来年度、令和2年度1年間かけて、次の8期の計

画で介護保険料をまた決めていくこととなります。このときに、基本的に保険料をどのように考えたらいいかという点で、連合長はどのようにお考えですか。

そのことが一つと、私、事務的などころでわからないのは、今回こんなふうに特別なやり方として軽減措置をつくってきたんですよ。次の第8期に行ったときにこの軽減措置ということはどんなふうに扱われるようになるわけですか。それをちょっと聞いておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

8期に向けてどう考えるのかということだと思います。今回のこの消費税絡みで低所得者層に対して配慮がなされたということは、介護保険の中で高所得者から低所得者へのお金の循環というものに一定の限界点があるということを国が認めたということだろうと思っています。しかし、社会保障の制度自体が非常に厳しい状態にあることは議員の皆さんも御存じのとおりだろうと思っています。どんどん膨れ上がるその社会保障費を補填するために消費税を上げたわけです。ですから、こういうところで、本来は社会保障費の増額に備えてやるところに対して、低所得者に向けての負担を回避するために与えたということは一定の理解はしますけれども、全体として保障費がどんどん上がって行って、さらにそれを国の借金で賄っている構造に対しては何の改善もなされないというところに大きな問題が私はあると思っています。8期についても、非常に厳しいことが想定されるというふうに思っていますけれども、8期の、今サービス量等を調査し、それに対する給付のぐあい、給付と負担の割合をこれから点検していくところでございますが、やはり世間で言われてますように、非常に厳しい予測ができるのではないかと。一方で、給付がどのように考えていくのか、これから議論も出てくると思いますけれども、サービス業を数年間伸びないというほうの予測に立てば一定の見解も出るとは思いますけれども、そのあたりのことについては、今後十分に検討しながら皆さんと御相談していきたいと、このように思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。8期の予測につきましては、まだ国のほうから情報が出ておりませんので、詳しいことはわかりませんが、現行の状態が維持されるということは想定でき得るものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ここで連合長にお聞きしたいんですけども、今回、第1段階、第2段階、第3段階が減額されてくるわけですよ。この間、私たち、住民の方々に話聞いてても、

何がえらいかって言ったら、やはり公共料金の負担が大変だって言ってるんですよ。とりわけ介護保険は非常に評判悪いんです。まあそうですね、8割近くの方が使っていませんからね。そういうところから見た場合、国も軽減措置をとらざるを得ない状況、その中で、連合長はそういうこと、低所得者に配慮して、今後の社会保障が膨れ上がってきた借金でするのはっていうのはちょっと私は異論あるから、それはそれでまた論議したいと思うんですけども、この段階に至って、連合長、例えば滞納の件もある、利用料がどれぐらい利用が進んでいるかの問題もあるもんですから、低所得者と言われている、この減額しているところの方について、介護保険料についての負担はどうかっていうようなことを率直にお聞きになられたらどうかと思うんですけども、そういうことするつもりありませんか。負担についてどうか。これはやっぱり8期の計画立てる段階で、どのような設定をしたらいいのかといっても、広域連合の仕事はやはり国が示してくるような保険料決めたら、どのような段階にするかって、もう率決まっていますよね。そうなると思うんですよ。少なくとも、今の現状見たら、抑えてるといながら、ピーク過ぎたって言いますが、来年度は5,000万上がってくるんですよ、上がりましたが。認定率が下がってるのに保険給付は上がるんですから。そのことについていえば、私は社会保障の経費が大変だと言う前に、連合長、地元にお住の方々の生活が私は破壊してしまうんじゃないかと思うんですね。それぐらいの配慮を持って、低所得者等についての、保険料が今回下がったけどどうかっていうようなことについても聞いてみるつもりはないかっていう点について、どのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。町村の住民の意向についてどう捉えるかというところなんですけども、第8期の計画策定に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というものを行っております。この中で介護保険料について、保険料と保険料サービスのあり方、介護が必要となったときにどのようにしたいと考えているかっていうことをお聞きをして状況を把握しておるといところが一つございますので、御紹介をさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） アンケート、ニーズ調査についてどんな調査したかっていうこと、一般質問でまた姿勢ただしたいと思うんです。私が言ってるのは、ニーズ調査は約3,000人でしたっけ、3,000幾つかでしたよね。私は、そうではなくて、保険料を負担している方々ですね、全部できなければこのいわゆる今回減額された方々について、減額の影響ですよ、どんなふう捉えてるかっていうことと保険料について聞く必要があるのではないかっていう点について、どのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

今、事務局長が言いましたとおり、負担の安い方だけ、非常に生活が困窮しているだろうと思われる方だけの御意見で成り立つものではないと思っています。連合長としては、先ほど局長が申し上げましたとおり、アンケート等を通して、全体の皆さんの生活実態を考えながら、それに対して次期介護保険料の策定であったり、サービス量をどう考えるのか、給付と負担のバランスをどう考えるのかということに力を注いでいかななくちゃいけないと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 3回済みました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第5号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。
井藤議員。

○議員（3番 井藤 稔君） 一般会計補正予算（第2号）の関係について、少し質問させていただきます。歳入予算の関係です。町村負担金、4ページになりますけども、1点が町村負担金の関係です。効率的な、経過的に減額補正ということで269万7,000円ほどの補正が入っておりますけども、この内容については構成町村にはどのような形で、還元という言葉が適当かどうかわかりませんが、どのような形で徹底されることになるんでしょうか。ちょっと基本的な流れがわからんもんですから、その点を簡単に結構ですので教えていただきたいと思えます。

それから、2点目の総務費の関係です。5ページになりますけども、町村派遣職員の給与等の負担金というのがございます。これも20万7,000円ほどの減額補正がなされておりますけども、この関連で、この派遣職員の方の給与基準というのは、派遣元の基準になるんでしょうか、あるいは、こちらのほうの、広域連合のほうの給与基準があって、そちらのほうに適用されるんでしょうか、どうでしょうか。

それから3点目ですが、民生費の関係ですけども、包括的支援事業、それから任意事業の繰出金のところで68万8,000円ほどの減額が歳出、されております。これは減額の理由として何かできなかった事業等があるんでしょうか、どうでしょうか。あるいは単なる減額なんですか。もしそのあたり、説明があればお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 住田局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

まず、町村負担金の関係でございますが、これにつきましては、町村の担当課長、事務担当者との会、それと広域連合長、副連合長との会でこれについて説明をして、これに基づいて町村のそれぞれの歳出予算の補正をお願いをしておるといふ流れでございます。

それと、派遣職員の給与基準については、派遣元の町村の基準そのままを使うっていいですか、それぞれの町村のほうで給与を支弁していただいて、それに対しての費用をまた広域連合から払うという取り扱いを行っております。

それと、包括的支援事業・任意事業の繰出金につきましては、この後の特別会計のほうに出てまいりますけども、主なものとしたしましては、認知症初期集中支援チームの活動事業につきまして、大幅に減額をしたところがございますが、これは実態として、実績が上がってこなかったというところが原因でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 井藤議員、よろしいですか。

次、行きます。

議案第6号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 済みません、1点だけ教えてください。この歳出、ほとんど実績に伴うものでございますが、その実績の中で、歳出の中で、保険給付費で居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費が合わせて3,900万も減額になってるんですね。それで、施設介護給付費が3,400万もふえたっていうのは介護医療院の件じゃないかと思いますが、この居宅介護サービス給付費と地域密着型介護は下がったっていう大きな理由は何でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

これにつきましては、施設サービスを利用される方がふえた反面、在宅でおられた方がそういった施設サービスのほうに移行したっていうところが相関関係として出ておるのではないかとはいふふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、よろしいですか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私も先ほどの細田議員が質問したところで、どれを見ながら言うかということ、説明書の補正予算第2号の概要の2ページのところです。先ほどの、この件を言っ

てるんですよ、保険給付費で補正予算の中は、補正予算の金額は変わらなかったんだけど、居宅が減って施設がふえていると、これも全協で聞いてきたんですけども、結果として、移ったからといって、結果として、こういうふうに施設介護給付費が今回3,411万6,000円ふえているんですよ。これはこの年度ですね、前年度、この年度当初から始めている、いわゆる医療介護院でしたっけ、そこの私は新設されたところの影響も大きいのではないかなと思うんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

それで、今後、2024年を目指して、制度変更が迫られているわけですよ。介護保険がどんどん給付費が上がるっていう中に、その中で制度改正によって施設利用料が上がっていく仕組みっていうのがつくられているわけですよ。そうすれば、幾らかかかんか言っても、保険料は上がってこざるを得ないし、かといって、そしたら施設をやめて居宅にっていうふうなことを言いながらも、結果として施設介護サービスがふえているわけですよ。この現状を連合長はどんなふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

非常に悩ましいなと思ってます。都会部では、やはり逆に在宅で訪問看護ということが合理的にできるのかもしれませんが、介護ですね、訪問介護が合理的にできるでしょうけれども、地方の人口が減少するこの社会の中で、高齢者が高齢、高齢の介護、高齢者の独居の問題が、やはりこういうところでじわりじわりと影響してきている。そのことが在宅よりも施設という方向に流れているのではないかと考えています。このあたりのところをしっかりと捉えながら、どう進めていくのか、これは国のほうの一つの大きな制度の介護保険という制度の中で動いていきますので、非常に限界点もあると思っています。国の動向等を十分に注視しながら、第8期に備えて対応を迫っていきたいと思っていますのでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 補正予算っていうのは結構いろんな傾向が出てくるのかなと、数字は小さいんですけどね、思うんですけども、連合長、要は一生懸命地域包括ケアシステムの導入とかがいいながら、地域にボランティアで何だかんだいいながら、施設の費用がふえてきてるんですよ。そしたら、一般的な、私は国の施策の大きな問題があると思うんですけども、広域連合内でやっている、例えば地域で何とかしましょっていうようなことについて、その効果っていうのをどう見てますか。私はもっとやれって言うてるのと違うんですよ。そこに頼っているけれども、そういうことをいっぱい言いながら、結果としてどういう結果かという、

施設入所がふえてきて、その経費が上がっていくでしょう、恐らくこの傾向が続くと思うんですよ。それをどんなふうに見てますか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

ここにおられる議員の皆さんも、これまでの御近所での生活実態だとか、そういうことをよく見ておられる皆さんだと思いますので、今、真壁議員がおっしゃった内容、地域の皆さんが地域包括ケアということで支えるということは、私は十分な効果も上がっているし、地域の力というものを頼りにするということが大事なことだろうと思っています。しかし、ここで今課題になっていますのは、それでも抜け落ちていく皆さんが、一定の年齢を重ねれば介護の度合いは高まっていくわけですから、そうなったときに、都会部では一定の在宅というシステムがきくかもしれないけれども、人がまばらにどんどん疎になっていく地方の中では、それにもやはり限界があるのかもしれないということが少しずつ見えてきたんじゃないかと思っています。

しかし、一方で、先ほども言ったとおり、じゃあこの先、施設介護をどんどん進めることが本当にできるのかどうか、このあたりが第8期の中で課題になってくることだろうと思っています。医療費の問題であったり、それから老健施設の問題であったり、そういうものが多くつくって、その中に収容することが果たして介護保険としてどういう影響を与えるのか、また、地域の力として本当にそれでいいのかどうか、いわゆる給付と負担の割合というものに対して私たちがどう取り組んでいくのかということが試されているだろうと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） よろしくないですけど、いいです。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算、質疑ありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 済みません、詳細なことは委員会でお聞きいたしますが、私が連合長も副連合長もおるところでぜひ聞きたかったのは、説明資料の中の10ページに出てくる地域包括支援センター事業という、これ説明資料のほうですね、の中で出てくる経費の内訳のところ、地域包括支援センターの事業が5,205万あるんですね。その中で、内訳のほとんどが派遣職員の給与と負担金、先ほど言っておられた地域包括支援センター7人分、4,421万7,000円なんです。

ここでちょっとお聞きするんですけれども、この派遣職員の方々っていうのは全ていわゆる非

正規とかではなくて、それぞれの団体に属している正規の職員が配置されているということでしょうか。そのことをちょっと教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

この派遣職員、地域包括支援センター7人の内訳といたしましては、南部町が3人、伯耆町が3人、日吉津村が1人となっております。南部町につきましては保健師1名が町の職員でございます。社会福祉士につきましては町のほうで雇用されておりますフルタイムの嘱託職員でございます。それと、1名は社会福祉法人からの出向で主任介護支援専門員を置いております。伯耆町につきましては、保健師、社会福祉士が町職員、主任介護支援専門員が社会福祉法人からの出向でございます。日吉津村は人口規模に応じての配置となっております、1名の配置でございますが、主任介護支援専門員、こちらを社会福祉法人からの出向ということで配置をしておるものがございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 3名いらっしゃる社会福祉法人からの出向というのは、待遇というのは社会福祉法人の正規職員だということですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

それぞれがそれぞれの社会福祉法人の正規雇用職員でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算、質疑ありませんか。
真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回、令和2年度の介護保険事業特別会計が出てきました。要は、事業特別会計が今回30億超してきたわけですね。そこで、先ほども何回も質問しているんですけども、結果としてサービスがふえたりとかすれば広がってくるし、全国的に見てもこの介護保険の事業が3倍等にもふえてくる中で、どんどん膨らんでいくというのはわかるし、この現状が今の平均が6,000幾らの保険料で半分が成り立っているという仕組みですね。とすれば、介護保険というのは保険給付費が上がれば上がるほど保険料も上がっていく仕組みになるわけですよ。その考え方でですけども、特に見えてきたのは、先ほどピークだと言いながら、認

定率は上がらないのにこの利用率が上がってくると、この理由はどこにあると、この給付費が上がるっていうのは、連合長は主にどれが大きな理由だっていうふうに思いますか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

給付費が上がっていく理由としましては、やはり施設サービスの利用がふえることによって起こってくるものというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 施設サービスの利用が上がってくるからこんなふうになってきていると。ということは、今後も、先ほどの話になるんですね、給付費をどうしたってふえてくるのは施設サービスだと。地域でやりましょう、やりましょうって言って、連合長が今言うのは、今までやってこれでも済んでるんだって言い方なさってるわけですよね。でも、私が連合長に聞きたいのは、国の言ってる方針が本当にうちの町に合ってると思いますかっていうことを言いたいですよ。この広域連合に合ってるんだらうか。とすれば、本当に施設のお金が膨らんでくるんだということであれば、その仕組みそのものを維持していくための介護保険計画にしていかなければ、どんどんどんどん保険料が住民にはね上がってくるということになりませんか。その辺をどんなふうに改善すれば介護保険が成り立っていくというふうに考えているのかっていうのをお聞きしたいんですよ。施設がふえてるからしゃあないわ、もう施設の利用をやめてもらうかせんといけんわっていうのでは、保険料を払ってる方々に対して自分たちが望む介護は受けれますよって言ってきてますからね、条例にもそう書いてあるわけですよ。そういう点ではどんな改善が求められてるといふふうに連合長、思いますか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

まさにそこが一番の課題だろうと思っています。2号保険者の会ですけども、私も共済の役員してますけども、昇給ベースが全て介護保険の負担、2号保険者部分で飛んでいくような40歳以上の現実もあります。いわゆる負担する皆さんの中でそれぞれが負担をし合いながら、将来の高齢社会にどう備えていくかと、お一人お一人にはいろいろな事情があるでしょうし、所得水準や生活の実態っていうものはいろいろなばらつきがあると思います。先ほども答弁しましたように、そういうところをアンケートで調査しながら、きめ細やかな実態を調査し、さらには将来のサービス量を把握していくということになろうと思っています。

しかし、全体の流れとして、この地方の中でどうも施設サービスという方向に流れが傾いてき

てるなということも私も実感として持っています。どのような負担をとわれましても一定のルールの中でやってる介護保険です。国のほうがこの大枠を変えない限りは、当連合としてもこのあたりのところに対しては非常に難しい問題だろうと思っております。そういう景色のような話をしましたけれども、非常に私も悩んでおります。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 恐らく連合長だけじゃなくて、全国の保険者が悩んでることだと思えますよ。今回、施設介護サービスの給付費が例年に比べ4,900万、約5,000万の増になるわけですね。だとすれば、連合長、どうでしょう、この仕組みを変えない限りだめだっていうのであれば、今の恐らく南部町だけではなく、日吉津村も伯耆町も今後のこと考えたときに、人口減の中で、そしたらどういふふうにして維持していくかっていうことになれば、やはり施設に頼らないといけない面っていうのは出てくると思えますよ。それを維持していこうと思えば、今のままでは負担増を大前提として考えるしかないわけですよ。働いてる方の待遇も改善していかないとはいけません。だとすれば、仕組みそのものを変えていくしかないっていう声を、今は伯耆町の町長がいらっやしませんけども、少なくとも鳥取県の19分の3の首長さんがいらっやるわけですね。その方々が国の制度の大幅な変更ということを求めていかなければ、第8期の計画ではより負担増が大きくなるんだっていうような声を上げていっていただきたいと思えますけども、どうでしょうか。維持できなくなるんじゃないかという点についてぜひ声を上げていただきたいと思いますが、どんな声を上げるかいうと、国の負担をふやせていうことですよ。それを3町村長そろって、やはり声を大にして言っていかなければいけないっていうのが今回の第8期を計画する令和2年度の予算にも出ているのではないかっていうことを言ってるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

言うべきところは言わなくちゃいけませんけれども、国にもやはり国の言い分があるわけです。その負担と給付、先ほどから言ってますような、国民合意が十分でないということにある。何が国民合意なのかいえば、やはり日本の社会保障は中福祉の中負担と言われて長かったんですけども、現実には中福祉の低負担に今なっているわけです。その低負担になってる部分を赤字国債等で埋め合わせてるという、この国の財政構造があるわけです。その中で、首長としても非常につらいわけです。住民の生活を目の前で見ながら、国に対して負担を出せといっても、じゃあそこを赤字国債で埋めるのかと、そのような今の構造をもっと進めるのかということが非常に悩まし

いわけです。そういうことを目の前にしながら、そういう議論に果たして私どもが声高らかに言うべきなのかどうかということに悩んでおります。

住民の暮らしは目の前にあるんですよ。今まさに真壁議員がおっしゃるとおりなんです。しかし、もう少しマクロになって、この国の財政状況というものを私ども目の当たりにしてる首長として、果たしてそのようなことを国の中に、一つの町の財政と国の財政というものを両方並べてみた場合に、もう少し国全体の中でどうしていくのかという議論に対して私たちも目を向けなくちゃいけない、こういう立場にあると思っています。ダブルスタンダードみたいな話をしますけれども、そういうところが悩ましいわけですね。一体この負担を誰が見るのかというところの議論が不十分だと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 3回になりました。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 1点お聞きします。1点というか、これ関連でございます。

まず、主治医の意見書が前年度と比べて落ちてます。それと、居宅サービス費が1,000万も落ちたと。その分、今、真壁議員が言われましたように施設介護が4,900万もふえて、高額サービスが700万、高額合算が100万、合わせて900万近くふえて、予防費もふえている。そうすると、これは予防に力を入れて施設がふえたのは要介護度の4、5がふえたんじゃないかな。あと1、2、3は居宅サービスとかで、また、予防でこういうことをきちっとやるように頑張っておられたのかなというふうに解釈をしましたが、それでいいのかということと、もう一つはわからんのが、一般介護の予防事業、委託事業が減額になってるんですね、いや、ふえとる。減とるわな、減額。一番大事なこの認知症とか一般介護の予防事業の委託が減ってるんですよ。それで介護予防事業費がふえてる。これはいいことだと思いますけれども、この辺の関連性がちょっと見えんで、今みたいに、真壁議員が言った施設介護がふえたんじゃないかっていうけど、これは要介護度が上がった人が入って、5が入所率が高くなったからふえたと、あと1、2、3については予防に力を入れたような予算になっていますけど、それでいいのかわかりませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。予算編成の考え方につきましては、令和2年度の計画値に基づきまして、それを現在の給付状況に照らし合わせてそれぞれの費目の額を設定したところがございます。言われるようにいろんな状況がございまして、施設サービスのほうがふえ、在宅が減ってきているという状況がありますが、これはそれぞれの受給の状況から出て

きている結果だというふうに思っております。

それと、総合事業の件につきましては、この介護予防サービス事業費、それと一般介護予防事業費全体で国の上限枠設定というものがございます。その中での割り振りをした結果として、現在のところ、介護予防サービス事業費のほう伸びてきておりまして、その分、介護予防の一般事業のほうへの財源振り分けがちょっと難しくなっているという状況がございます。また委員会のほうで詳しくは御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第9号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について、質疑ありませんか。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 済みません、今回の広域計画の変更では、いろいろと文言を整理したっていうのはわかるんですけど、基本的にはこの期間を定めたと、2年から6年までの5年間計画期間にするということに尽きるのかなと思ったんですけども、その点で何らかの変化があるのかっていうのが1つと、もう一つは、どうしても私、いつも思うのは、広域連合と市町村の関係なんです。ここで、変更後のところで聞くのは、広域計画の変更のこの付議案件のところの2枚目……（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩してください。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（8番 真壁 容子君） 2枚目のところの3、介護保険に係る事務に関することっていうところで広域連合及び関係町村はって書いてあって、関係町村の担当職員を広域連合の職員に併任することとしますって書いてありますよね。これのちょっと、具体的にはこの職員が併任しているっていうのはどの部署のことを言っているわけですか。それで、この併任された職員はいわゆる広域連合の仕事にどのように携わっていることになるわけですか。広域連合って言い方おかしいね。介護保険のどのような仕事に携わっているっていうことになるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

構成町村と広域連合の事務分担を定めたものがこの広域計画になります。この中で、いわゆる窓口業務ですとか保険料の徴収業務といったところの必要性がありますことから、構成町村の介護保険担当課の職員にそれぞれ併任を発令しているところでございます。町村での窓口事務等を行うために必要な措置として行っているものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 済みません、ちょっと勉強不足でよくわかりません。わかります、窓口業務と保険徴収ってのはやっていますよね。よくわかるんですよ。この事務を町村にしているんだけど、こういうふうに関係町村の町職員を広域連合の職員に併任したときに、この仕事の発令ってのは広域連合がするわけでしょう。そのときに、各町村の担当職員を任命する課長ってのはどんな役割を果たすわけですか。例えば年に2回の広域連合の全協には担当課長が来るんですよ。以前から思ってたのは、そうか、広域連合議会の中にも構成町村があるんだから、その3つの課長が議会に出てもいいんじゃないかなんて私、思うことあるんですけども、それはしないわけですよ。だとすれば、ここでいう各町村の課長というのはどういう理由で全協に出てきてるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

広域連合に各構成町村の担当課長に来ていただいている理由としましては、実態をつぶさに理解をしていただくためというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私はいいことやと思うんですよ。実態を見てほしいってことですね。とすれば、全員協議会に関係町村の課長が来るという、この位置づけをちゃんとしといたほうがいいのではないかって思うんですけども、今は慣例としているってことになるわけですか。

それと、このいわゆる関係町村の担当職員がしている、例えば窓口業務や徴収業務での問題点というのは広域連合が把握していると同時に、そこの介護保険を見ている、いわゆる福祉関係ですね、の課長がそれを認識しているというふうに見ていいわけですか。その課長の位置づけですね、各町村の課長の位置づけってのはどこまで求めているわけですか。その文書化ってあるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

担当課長の位置づけとしましては、担当課の職員でありますので、職員の勤務状況、仕事のあり方等について点検をしていただいておりますというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（3番 井藤 稔君） 3番、井藤です。1点だけお聞かせ願いたいと思います。

こうすることで、広域連合の広域計画に必要な改善を順次していかれるというのは本当に頼もしいと思うわけですが、説明いただいている資料の中で1つだけこういう点なんかはどうだろうかという部分がありますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。資料1の11ページをちょっとごらんいただきたいと思います。この中で、いわゆる第1号被保険者と総人口の状況ということが出ております。それで、いわゆる計画値と実績があります。65歳以上から75歳未満、それから75歳以上ということあるんですけども、大半がこの計画値よりふえとるわけですね。このあたりなどはどのように分析、理解しとられるんだろうかと思っておりますので、その点ちょっと質問します。

それから、あわせて、このあたりの状況がこの計画の中にもし何か反映されてる部分があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。広域計画のこのたびの変更でございますが、広域計画のほうは広域連合と構成町村の事務のあり方を決める計画でございます、人口等の状況につきましては介護保険事業計画のほうで定めることとしておりますので、そういった取り扱いでお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第10号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

終わりだな。9 ページ。

お諮りいたします。議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算及び議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算、これにつきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託事件表のとおり総務民生常任委員会へ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第15 発議案第1号

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、日程第15、発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正についての提案理由の説明を求めます。

提案者であります議会運営委員長、細田栄君からの説明をよろしくお願いいたします。

細田栄君。

○議員（7番 細田 栄君） 議員発議をさせていただきます。

発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正についてであります。上記の議案を別紙のとおり南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。令和2年2月26日。提出者、南部箕蚊屋広域連合議会議員、細田栄。賛成者、同じく真壁容子、同じく幸本元、同じく景山浩、同じく松田悦郎。南部箕蚊屋広域連合議会議長、秦伊知郎様。

提案理由とありますが、総務民生常任委員会の所管事項について予算決算及び条例等に関する議決事件を追加するよう変更したいと思います。したがって、4月1日以降、次の議会から補正予算並びに条例、議決事件について総務民生常任委員会に付託することになりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 提出者から提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。

発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。これより暫時休憩に入りたいと思います。なお、再開の目標を午後2時といたしますので、御参集いただきますようよろしくお願いいたします。

午前11時41分休憩

午後 2時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開をいたします。

日程第16 広域連合行政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、広域連合行政に対する一般質問を行います。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁時間を合わせた時間が1時間である総合時間制をとっておりますので、厳守していただきますようお願いいたします。

それでは、8番、真壁容子君の質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより広域連合議会で一般質問をいたします。答弁よろしくをお願いいたします。3点到わってです。

まず1点目は、アンケート調査についてお伺いいたします。来年度から始まる第8期の介護保険事業計画策定に向けて介護予防・日常生活圏域ニーズ調査が行われています。そのことについて問います。まず第1点目、アンケートの目的、回収率、取りまとめの時期を問います。第2点目、個人が特定できる調査方法をとった目的とその是非を問います。

第2点目、全世代型社会保障で提案されている介護保険制度を問います。2019年11月の25日付で全世代型社会保障会議で検討され、財務省からもその実施を求める答申が来年度の予算編成に向けて出されてきました。その内容と影響について問います。この全世代型社会保障会議については、12月の19日でしたか、中間報告が出て、私がここで問おうとしている介護保険の給付の点については全体的に見送られるということになりましたが、今回、連合長にお聞きしたい点は、全世代型社会保障というこの会議がどのような目的で何を目指しているかというところで連合長の意見をお聞き、議論をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

11月25日付で出された全世代型の社会保障会議の中では、介護保険分野では利用料の負担増、ケアプランの作成費を有料にしていく、補足給付を見直す、地域支援事業の拡大、このようなことが述べられていました。このことについて、例えばこのようなことがどのような狙いでこういう介護保険のいわゆる給付の問題で提案されてきたような中身になってきたのかと連合長は

お考えでしょうか。

そして、今、政府や財務省が求めて今回来ていた全世代型社会保障会議で出されている介護保険の内容については、見送ったとはいえ、2025年を向けていけば、この中身については依然として検討課題として上がっていることです。広域連合全域の住民の生活を見た場合、今、政府や財務省の言う利用料負担やケアプランの作成を有料にするとか、補足給付の見直しとかが実施された場合、当連合で暮らす介護保険を利用している方々についての影響を連合長はどのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

第3点目、介護予防の取り組みについて問います。第7期の計画の中では要支援1、2の訪問通所介護の総合事業への移行が行われてきました。全国的にもサービスが低下するのではないかと、このように心配されてきましたが、その検証がこの広域連合の中でも必要ではないでしょうか。

また、当連合を構成する各町村での一般介護の予防事業がどのような効果を発揮して、そして、広域連合の介護保険の事業にどのように影響してきているのか、この検証も必要ではないでしょうか。

第1点目にお聞きしたいこと、介護予防・生活支援サービスの移行前と移行後のサービス量と事業費を求めます。

第2点目、各町村の一般介護予防事業のその効果をどのように見ているのかをお伺いします。

以上、壇上からは終わります。再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず最初に、1点目、アンケート調査についての御質問でございます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の目的についてでございますが、この調査は、保険者が一般高齢者、総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定に資することなどを目的として実施する調査でございます。体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康などに対する項目について調査するようになっておりまして、そのほかに広域連合独自で介護保険と地域包括支援センターに関する設問を追加しております。介護保険事業計画の策定に当たり、以前は保険者ごとに独自の調査を実施してきたところでございますが、第5期計画策定時から厚生労働省が調査票などを例示しております。全国統一の調査項目で調査を行うことで調査項目の選定が容易になると同時に地域間での比較もしやすくなるということで、第7期計画策定時には多くの自治体で実施されています。参考までに、本広域連合においては第5期計画からこの手法によって調査を行っています。

今回の調査については3,000人を対象に12月13日に調査票を郵送し、回答の締め切りを1月17日としております。3,000人の内訳としましては、南部町が1,321人、伯耆町が1,349人、日吉津村が330人となっております。対象者については、要介護の認定を受けていない第1号被保険者を町村別、男女別、年齢5歳刻みで分類し、構成比率により無作為に抽出しております。回収率については、集計途中ではありますが、約62%となっております。取りまとめについては6月までに行えるよう作業を進めているところでございます。

次に、調査方法についての御質問でございます。調査票については、高齢者の基本的な情報である居住している地域、性別、年齢について調査で把握するのではなく、回答いただいた調査票と調査対象者名簿と照合し把握することを前提として設計されたものであり、調査票に直接宛名シールを張って郵送を行っております。このような手法をとっている理由としましては、今後、調査対象となった高齢者が後に要介護認定を受けたかどうか等、介護予防の取り組みの効果を調査後に検証することがより求められるようになってまいります。そのため、調査結果と個人が照合できるようデータを管理、保存しておく必要があるからでございます。

この調査は高齢者に関する機微な情報を取得する調査項目となっておりますので、調査票には個人情報保護及び活用目的について記載し、調査票を返送いただいたことによって、これに御同意いただいたものとさせていただきます。

このたびの調査の実施に当たり、広域連合にも10数人程度の方から個人が特定されることについての問い合わせ、御意見がありました。調査の趣旨などを説明し、御理解をお願いしたところでございます。昨今は個人情報の取り扱いに対する意識も高くなっております。今後もこの調査は実施することとなりますので、次回以降については今回の意見も踏まえた対応を検討していきたいと、このように考えております。

次、2点目の介護保険制度についての御質問でございます。政府の昨年9月に設置した全世代型社会保障会議では、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護など社会保障全般にわたる持続可能な改革について検討が行われ、12月19日に中間報告が行われました。この中で、現役世代の負担上昇の抑制、全ての世代が公平に支える社会保障といった基本的な考え方にに基づき、分野ごとに具体的方向性が示されています。介護分野では予防・健康づくりへの支援の強化、持続可能性の高い介護提供体制の構築などが掲げられています。

また、令和2年度予算の編成等に関する建議においては、全ての世代の間で公平に給付を享受

し、負担も分かち合うこと、将来の日本に健全な財政と安心できる社会保障制度を引き継ぐことが現代を生きる我々の責任であるとし、給付と負担の乖離の拡大を押しとどめ、そのバランスを回復させていくためには、潜在成長力を高める構造改革や支え手減少への対応とともに、負担のあり方の見直しと給付の伸びの抑制に真正面から取り組むことが不可欠であると述べられており、給付サービスの範囲の見直し、給付サービスの効率的な提供、時代に即した公平な給付と負担について要請されているところでもあります。具体的にはケアマネジメントへの利用者負担の導入、要介護1、2に対する訪問、通所介護についての地域支援事業への移行、利用者負担原則2割に向けた対象範囲の拡大、高額介護サービス費の見直し、補足給付の見直しなどについて検討することが求められています。

こうした状況を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度見直しに関する検討が重ねられ、12月27日に意見が取りまとめられたところでございます。部会ではさまざまな議論が交わされ、今回の制度見直しでは補足給付と高額介護サービスについての見直しは実施されるようですが、その他の項目については引き続き検討を行うこととされています。

こういった点について連合長としてどのように認識しているのかということですが、これまで申し上げておりますとおり、この介護保険制度を維持し、先の世代まで続けていくためには、必要な見直しや費用に対する一定の負担については必要であると考えております。国においては、今後もさまざまな議論を通じて介護保険制度の見直しを進めていくことになろうと思っております。議論の動向を注視しながら、地方自治体の首長として必要な意見、要望については全国町村会等を通じ、国に対して行っていきたいと思っております。

次に、制度の見直しが実施された場合の影響についてでございます。令和元年10月のサービス利用状況をもとに年間の影響額を試算したところによりますと、補足給付の見直しで3,590万円、高額介護サービス費の見直しで111万円、負担割合の見直しで2億8,264万円、これは現在の1割負担の方が全て2割になると仮定した場合であります。また、ケアマネジメント費用の見直しで1,361万円という状況でございます。これらが全て実施された場合、介護保険料として月額697円を減額できることとなります。なお、要介護1、2に対する訪問、通所介護についての地域支援事業への移行については、財源が介護給付から地域支援事業に変わるだけでございますので、大きな影響はないものと考えております。

次に、3点目の介護予防についての御質問でございます。

まず、介護予防・生活支援サービスの移行前後の状況でございます。本広域連合では平成28年4月から総合事業を開始しており、従前からの利用者については、要支援認定の更新を迎えた

方から順次介護予防・生活支援サービスに移行し、平成29年4月には全て移行を終えております。

移行前後の状況であります。総合事業開始前の平成27年度と今年度の状況を一月当たりの利用人数、事業費で比較してみますと、訪問サービスでは、利用人数については平成27年度が53人、令和元年度が66人、事業費については平成27年度が109万6,000円、令和元年度が120万9,000円と増加しております。通所サービスでは、利用人数については平成27年度が90人、令和元年度が119人、事業費については平成27年度が251万7,000円、令和元年度が268万2,000円と、こちらも増加をしております。

次に、各町村の一般介護予防事業の効果をどう見てるのかということについてでございます。各構成町村が行う一般介護予防事業については、地域の状況を踏まえて、それぞれが工夫をしながら事業を実施していただいているところでありまして、広域連合としては地域支援事業の一部として財政的支援を行っております。

事業の効果をどう見るかについてはさまざまな視点があると思いますが、第7期の介護保険事業計画では、基本方針である介護予防、維持・改善の推進に関する評価指標として、前期高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合を令和2年度末に96%にすること、また、一般介護予防事業の介護予防、健康づくりのためのプログラム参加者を令和2年度末に1万1,000人にすることを目標としております。

前期高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合については、計画策定時の平成28年度が95.8%でありまして、平成30年度実績が96.3%、令和元年9月末時点での状況では96.4%となっております。また、事業参加者数については、延べ人数となっておりますが、平成28年度が8,652人でありまして、平成30年度実績が1万7,730人、令和元年9月末時点の状況では1万1,954人となっております。いずれの指標とも目標数値を既に達成しております。

これらの数字については、地域支援事業の事業対象として実施している事業に限定したものでありまして、これ以外にも各町村においては介護予防に関する事業が行われております。こうした観点で見ると、事業の効果があらわれていると考えています。

今後どのように事業評価を行っていくのが重要ですが、厚生労働省が一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会を実施し、昨年12月に取りまとめの報告が行われました。この中で、PDCAサイクルに沿った取り組みを推進するための評価のあり方についても検討が行われ、介護予防に関する指標案が整理されたところであります。今後、国において、この指標案に

についての検討が行われ、第8期介護保険事業計画において活用されることとなります。本広域連合でも、国の指針に沿った取り組みを実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） まず、第1点目、今回のニーズ調査の件です。アンケート調査ともなっていますが、目的を聞いて、回収率が約62%、そんなふうにお聞きしました。

この中で、連合長は、2番目の個人が特定できる調査方法をとった目的とその是非を問うというところで、中に、なぜ個人が特定できる調査方法をとったのかという点についていえば、対象となった方が今後の取り組みの効果とか検証、それを個人別にするんだというようなことを言ってるんですけども、これは、私、初めて聞いたんですよ。ということは、広域連合は個人のデータを今まで5回、第5回目から国のやり方でやってるということは、個人の名前で広域連合が、ここに書いてある、どんな病気になったのか、個人ががんや糖尿病とか心臓病とか、そういうのを全部持ってるということですね。これ持ってて何するのかっていうことと、広域連合がですよ、それを今まで議会も知りませんでした、そんなん持ってるっていうの。持ってていいのかということですよ、その点についてどうなんですか。

不思議だと思うのは、いろいろ照合させていくんだっていうことになったら、もしかしたら5回目か、無作為にしてるって言うけども、無作為にとっていることと個人の照合することとの整合性って何なんですか、その辺の意味がようわからんですよ。もうこの際はっきりと、次年度については考え直すというのであれば、この名前を明記して書いてもらうやり方は、個人情報上、非常に誤りであったということをお認めになるのが一番じゃないかと思うんですけども、その2つ説明してください。今まで持ってた、ほんなら5回目以降、名前書いてた分は全部資料を持ってるのかということと、どんな保管して何に使ってるのかということですよ。どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務的なことなので、事務局長のほうからお答えさせていただきます。

答弁の中にもありましたけども、22年度からこの調査行っております。これは事実でございます。手法についても当初からそのようなやり方で行っておりますが、あくまでも個人情報の取り扱いに関する範囲内での運用を行っております、違法性は全くございません。

このデータの取り扱いにつきましてなんですけども、先ほど答弁で連合長が申し上げました部

分につきましては、今後の活用方法についての部分でございます。国のほうも5期のときから始めておるんですけども、内容やこのデータの活用方法について、これまでいろいろな議論が交わされてきたところでございます。広域連合につきましては、一番最初に行ったときには、アドバイスという形で御本人さんにその結果をお返しするという目的がございましたので、個人を特定した方法でやらせていただいております。

その後の状況につきましては、計画策定のための基礎資料ということで、計画を運営していく以外のことには活用しておりません。ですので、他に漏れるようなことはございませんし、データにつきましては、外部に接続されるような媒体での保存ではなく、広域連合内のみで活用できる方法で保存をしてあるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） それが疑問なんです。こういうものを外に持ち出したことだったら、これは事件ですよ。公務現場でなくて、法律上も問題があるってことです。今、私が聞いていますのは、広域連合が名前を特定して過去持ってきた資料を、それを持つ意味があるのかということを知りたいんです。持つ意味と、確かにちょっと私、個人情報の感覚としてどうなのかなというふうに思うんです。

連合長、どう思いますか。この中には病気の問題とかいろいろあるんですよ。もう正直、住民から聞いて思ったのは、これを個人を特定することの意味は何なのかと思ったんですよ。まだ地域ごとにどんな問題があるとか、あるかもしれません、年齢ごととかあるかもしれませんが、個人の名前を出して、個人を特定してこれをとる意味が介護保険の中であるのかという問題ですよ。それも、照合させるために置いとくって言うわけでしょう。こんなとないんですか、個人情報ですよ。

まして病歴等、介護保険の広域連合は、言ってみて、私たちから見たら、医療、福祉と十分連携してるかっていうたらそうじゃなくて、介護保険だけやってるとこなんです。そこが個人の病歴とか持ってどないするんですか。出さないのは当たり前で、これはやっぱり住民に対してきちんと説明せんといけんと思うんですよ、とってるんですから。どうなんです。初めて聞いたな、そんなん。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

22年から初めて、そのときのやり方が続いてきたということだろうと思っています。御存じのとおり、こういう調査は連続性、継続性というものがやはり大事だろうと思っています。

しかし、一方では、先ほど申し上げましたとおり、個人情報に関する意味合いというもの、それから各住民の皆さんの意識も非常に高くなっています。できるだけそういうところは制限をかけながらデータをそろえるということも大切な時代になってると思いますので、改めるべきは、次期調査から改めていくということが必要だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 改めるべきはって、今そのことを質問してるんですよ、実際どうなのかっていうことですよ。こんな時期を置いて考えることと違いますよ。それと、今まで持ってた分はどうしますか。

よう考えたら、私たちにも、もしかしたらこれは議会にも責任があるのかもしれないね。今まで平成22年から3年ごとに4回やって、その資料が個人ごとに残されてデータとしてるっていうのを、これは初めて聞いたんですよ。何に使うんですか。使い方も困る、それで、広域連合としても困るでしょう、持ってて。困りませんか。それをどっか病院に出してるわけですか。よそに出さないんでしょう。

例えば、とったから、そしたら、議会としてこの資料で出してきたと。ほんなら一回、脳卒中が何人おったのか、心臓病が何人おったのかって、そういうことは数字では出せるかもしれませんがよね、聞いてるんだから。でも、個人特定したことなんか出せないでしょう。そういうことを持つべき場所じゃないと思いませんか。国のせいって言うてるんです、そうって。

考えてるんじゃないかってね、これ、連合長、やっぱりいけんことだったらもうやめるといことと、それと、やっぱり私、住民にわびんといけんと思うんです、もし本当にそうしてるんだしたら、資料があるんだから。深刻な問題だと思いますよ。

ちょっと困った、いや、そんな答弁出てくると、次期に見直して済む問題と違うわ、これは。やはり持ってる分をどうするか。私は、申しわけないけれども、どこの自治体もこうしてるんでしょうか。もしそうであれば、全体的な問題として個人情報のあり方はどうかということのを再検討せんといけないんじゃないかと思うんですよ。困ったね、ちょっと。

間違いではないということは言えないと思うの、漏れてないから間違いではないんだと思うのよね。公的な場所でお金をかけてやってることが、住民の何人かがやっぱり言ってきたっていうのは、理論的でないと、本来おかしいんじゃないかということは、私、当たってると思いますよ。

連合長、どうですか。今までの分についてはどういう処理にするかということと、今回やっぱり不適切だったということのをきちっと言わないといけないんじゃないですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

先ほどから申し上げておおり、適切、不適切は別にしながらも、違法性はないということです。問題は、今まで使ったデータを今後利用する可能性があるのかないのかということ、または、それから将来的に個人情報を特定されるような三情報を含めて、そのあたりのところをどう処理していくのかということだろうと思っています。個人情報が特定されない情報というものはやはり十分大事だと思いますし、抽出を続けてるということになると、個人のひもづけということは連続性ができないということがありますので、このあたりをどういうぐあいに考えていくのかということだろうと思っています。

今後の個人情報の取り扱いも含めて、また皆さんにこの取り扱いについては御説明をしたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） やっぱり説明が要ると思う。議会にきちっと説明した上で、やっぱり議会の意見等も聞いて、どう対応するかということを考えないといけない。基本的に、私は、情報というのは自分の病気はどうであるかって個人のものでありますから、これを持ってた以上、住民に、どういうことがあって、今後このように対処したっていうことをやはりきちっと返していかないといけないというふうに思っていますから、それらも含めて対応すること。

それともう一つは、違法性はないと言いますが、ここでおっしゃったように、これを返してくれることによって同意したものとさせていただきますって、ここに書いてあるんですね。唯一違法性がないのは、この文章があるからやと思うんです、この1枚目のね。どれだけ住民が自覚してるかっていうことですよ。

私は、これで違法性がないというのは、どっちかっていったら、開き直りじゃないかなと思っています。そういう意味でいえば、これまで介護予防政策の立案と効果、評価のために個人名として必ずしも必要ではなかったことを明らかにして、データと照合しているものについては、これまでどういう役目に使ったのかということと、どれだけこのデータを利用したのかも含めて説明していただいて、このデータをどう処分していくかということについてと、住民への公表を今後することを求めていると思います。

アンケートの中の2つ目の問題ですね。それはどこにあるかといいますと、最後の問いの9番の介護保険についてってところなんですよ。連合長もこれ見てると思います。連合長は65歳になっていないから、これ、もらっていないのかな。介護保険についてというところの項目、これも住民から指摘されました。あなたは介護保険料と介護保険サービスについてどう思います

か。丸は1つ。項目が4つあって、保険料が高くなっても施設や住宅サービスの量をふやすほうがいい。2番目、施設や住宅サービスの量は現状程度がよい。3、介護保険サービスの量や内容が低下しても、保険料はなるべく安いほうがよい。わからない。これは、大前提になっているのは、保険料が高くなったらサービスがふえるけども、保険料は低くなったらサービスが少なくなるんですよっていうことを言ってるわけですよ。このどちらか選びなさいよって言うてるんですよ。住民に対してこんな聞き方があるのかなと思ったんですよ。介護保険料と介護保険のサービスについてどう思いますか。

ですけれども、8割の方は介護保険料を払ってるだけなんです。保険者とすれば、その介護保険を使わない人をいかにふやしていくかとしよるわけですよ。そうでしょう、だって、ふやしたらいけないんだから、お金をっていうんだったら。だとすれば、介護保険料の是非というのは、そもそも介護保険のサービスの量でなくて、住民の生活から問うような中身でなければいけなかったのではないですか。これをとって何の意味があるんですか。どちらか一つっていうたら、保険料が高くなってもふやすほうがええのか、なくっても安いほうがええのかっていうのはもう投げやりですよ、これは。今の程度でいいんですよというところにおさめたかったわけですか。

私は、介護保険については介護保険料についてきちっと聞いて、介護保険料が住民の暮らしから見てどうなのかっていうことを聞くべきであったのではないかと思います、その点についてどうお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

設問の趣旨としましては、これも従前の調査の中でも掲げている項目でございまして、言われるように、今後のサービス量の見込みを連合としてどう考えていくかっていうところでの一つの判断材料ということで、大まかな聞き方をさせていただいたところでございます。

議員が言われるように、保険料の具体的な中身とかっていうところも以前の実態調査では聞いていたところはあるんですが、それも所得等を書かせて、それに対してどう思っているかっていうところがございまして、この調査に比べて、もうちょっと個々の人たちの状況を出してくるっていう面ではいかがなものかなというところがあって、こういう聞き方をさせてもらっているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私が思いますのは、これって介護保険を使っていない方に聞いてるわけでしょう、聞いていない方に使っているんですよ。その方々に、保険料高くなってもサー

ビスふやすほうがいいんですか、サービス低くて安いほうがいいんですかって、結局何の意味があるんですか。

私は、広域連合といえども、保険者といえども、こういうことを聞いてお仕事をなさってるということは、住民の暮らしの中でいかに介護保険の仕組みや介護保険、いわゆる介護そのものが住民の暮らしにどんなに役立っているのか、ひいてみれば、住民の幸せのためにどう役に立っているのかって聞くときには、その原点に返って、住民の立場から答えられるようなアンケートをやっぱりしていくべきではないかっていうふうに思うんですよ。そういう点から見たら、住民からこの項目おかしいって言われたときも、私は本当に、前回もそうですよね、このやり方について言えば、介護保険制度というのは先に保険ありきで、やはり保険制度が成り立つことを第一義的に考えているとしか言いようがない。

私たちが目をつけていって、そこの声を、住民の声を聞くということは、何よりも介護保険制度というのは、互助制度だと大きな声で言っていますが、住民の保険料と、国が負担していると、県が負担している、町が負担しているというもともとのお金は、保険料と国民の税金で成り立っているわけじゃないですか。ということは、出資してくださってるのは住民なんですよ。とすれば、アンケートもその立場から聞くという姿勢が要ったのではないかと思うんですよ。

そういう意味でいえば、今回、10数名の方々がニーズ調査がどうかっていう批判されてきたということについてはしっかりと耳を傾けて、住民の暮らしと今の広域連合の中で介護保険料やサービスがどのように位置づけられているのかってわかるような聞き方をしていただきたいということを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

これは残時間が出てるんですか、やった時間じゃなくて残時間。わかりました。

よろしく願いいたします。

次に、2番目の全世代型社会保障の件です。これは、連合長、私は一番、連合長と論議したかった点です。きょう、午前中の質疑の討論の中で、連合長も、悩ましいけれども、どう言ったかっていうたら、今の福祉は中福祉・低負担だって言ったんですよ。福祉のレベルとしては中程度で、負担が低い。これは誰の負担のことを言ってるわけですか、それを確認。国の負担、もしかしたら国民の負担が低いって言うてるんですか。どっちなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

私は一般論として、今、若い世代で言われていることを代弁したつもりです。皆さんはどう思っておられるのかも、この辺の議論のもとだと思ってます。一昔前は、中サービス、中程度の福

祉の中程度の負担だというぐあいによく言われてました。これを高福祉のヨーロッパ型にすれば、やはり負担が大変になるぞと。そういうところを求めるんでなくて、中の中だというぐあいに言っていましたけども、現実には今の部分というのは、やはり中福祉の低負担に今の日本の制度がなっている。その大半を国の借金で賄う、社会保障費の部分ですよ、こういう構造になってるということを私は先ほど申し上げました。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） ちょっと意味わからんのですけども、よく今まで高福祉・高負担というのは、そういう言い方は、高い福祉をすれば国民の負担も高くなりますよってという言い方で言ってきたんですよ。そのつもりで聞いたから、連合長が言ってる中福祉・低負担っていうのを聞いたのは、ほどほどの福祉をしてる、中くらいの負担なのは国民負担が低いからだと言ってるのかなと思ったんですけど、そうではないわけですね、その確認。

この低負担というのは、政府の負担が少ないということをお願いするわけですか。それはどっちなんですか。国民の負担が少ないって言ったのかな、この低負担というのは。誰の負担のことを言ってるんですか。（発言する者あり）いやいや、大事なこと。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

一般に言われてますのは、国民負担を抑えてでも、これまでの大きく膨れ上がる社会保障費を国が面倒見てきたと、このように言ってきています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私はちょっと違うと思いますね。この中福祉・低負担のあり方を言ってる方々はもう言ってるかというのと、負担が少ないよって言うてるんです、国民の。国民の負担が少ないよって言ってるわけでしょう。そういう中で言われてる論議だと思いますので、連合長が中福祉・低負担がって言うことについては、あれっと思って聞いたんですよ。ということは、住民の負担が少ないと思ってるのかなというふうに思っちゃったんですね。

今、私じゃなくって、大半の国民が思ってることは低福祉・高負担なんです。福祉の水準は、介護保険でもそうですけども、条例や法律にうたったような段階ではない。年金もだんだん少なくなってる、国保も上がってくる、そんな福祉で、低い状況で負担は高くなってるんだと。この低福祉・高負担が今全国的な問題になってる上に消費税が上がってきて、今、国民の暮らしがもう停滞どころか落ち込んできているという状況だっていうのが、例えば思想、信条とか政治的なことは違っても、これは一致できるんじゃないかなと思うんですけども、それはどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

私が申し上げましたのは、ここの広域連合でお住まいの皆さんの暮らしの中で、低負担で中程度のサービスをしてるといふぐあいには言ってるわけではありません。日本の国の社会保障を押しなれば、中程度の福祉に対して、国民が直接負担するものというのは、グロスですよ、全体の中で、非常に低く抑えられている。そのことが赤字国債の原因であり、ですから、そこをどのようにこれから改善していくのが、年金にしても、もちろんこの介護保険制度にしても一番の肝の部分だと思うんです。それに対して、先ほど答弁した、御質問いただきましたよね、国のいろいろな改革、改善をしなくちゃいけないといふぐあいには言われています。これは全てが、次の世代にもきちんとこの社会保障制度を残していこうという取り組みだと思うんです。

真壁議員が言っているのは、今暮らしてる私たちの、今直接負担をしている40歳以上、さらには1号保険者の皆さん、さらには、サービスも受けながら、本当にわずかな年金の中で暮らしておられる方もおられるでしょう。ただ、全体の中でいえば、そういうことではないのか。全体でいえば、社会保障制度というものを根幹から見直さない限りは、この議論は成り立たないのではないかということをおし上げたところであります。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、それは全体を見てじゃなくって、物の見方やと思うんですよ、どっちの面から見てるかですよ。私が低福祉・高負担っていうのは、住民の暮らしの中から見てる現状ですよ。これが、中福祉・低負担っていうのは、政府の言い分ですよ。全体を網羅したら余計にわかってきますよ、いわゆる低福祉・高負担というのがもっとわかると思うんですね。この見方、そやから、一部を取り上げて言ってるんじゃないかって、今の制度をどういふふうに見て、どうしたいかです。今の連合長のままでいえば、まさしく全世代型社会保障の検討会議の中身そのものになっちゃうんですよ。

そこでちょっと聞きますけれども、ということは、連合長も、いわゆる中福祉・低負担というのは、今の福祉はそこそこだけでも、この理由は住民の、国民の負担が少ないからだと思ってるわけですよ。これ、今の政府がそういうふうには言ってるんですけど、これが自治体の首長が言い出したら非常に住民が困るんですよ。そこで、今回の質問を一番したかったのはそこなんです。あなたがそういうふうには思っちゃったら、住民の暮らしを誰が守るのかっていうことになるわけですよ。今の政府の人たちは、誰の暮らしを見とって、いわゆる中福祉・低負担って言ってるのか知りませんよ。もっと国民も負担せいでいいということでしょう。これは、まさしく全世代型の社会保障の検討会議での方針はそういうことですよ。社会保障の予算を、予算です、

予算というのは国の財政ですよ、それを減らそうって言うてるんですよ。どこが負担するんですか、そしたら。住民負担増になってきますよね。企業に負担せいで言うてるわけじゃないんですよ。

今回の全世代型の社会保障がとりわけ深刻なのは、今まで介護保険も全体を抑えましょうなんて言ってたけども、それは自然増に対して伸び率を減らすための施策だったんですよ。今回は違うんです。投網をかけたごとく、全体的に要るから全世代型で見直すんだってほんと来たわけですよ。だから何が出たかという、1割負担が2割増になるし、補足給付の見直し、要介護1、2を総合事業に行き、もう軒並み切り捨てることが出たわけですよ。今までのやり方と段階が違うんですよ。だから、今回12月の末に、幾ら財務省や財界と一緒に内閣府が言おうと、厚生労働省を含めたところが待ったをかけたわけですよ。それが現状ですが。ところが、いつまで頑張るかわからないけど、これって生きてるわけですよ。ということは、連合長が今、財務省のように住民の負担にさせましょうって言うたら、住民の負担だけじゃなくって、保険者そのものもしんどくなってくる、市町村もしんどくなってきませんか。

いつまでも社会保障は、ひとり歩きできない、誰かが負担せんといけない、人ごとを言うたっていけないと思うんですよ。今もう私は、今の時期、首長が言えるのは、市町村や自治体や住民の負担はもうこれ以上できませんよという段階に来てるとは思いませんか、もっと国が負担せいでいうふうに言わんといけないんじゃないですか。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。

まさにそういう、真壁議員がおっしゃる現場の中の意見と現実の中の乖離が進んでるのが今の実態で、私も決して、何というのかな、負担をふやしなが、住民の負担をふやすことに賛成するわけではないんです、ない。ないけれども、全ての社会保障、介護も医療も、もちろん年金も、全てがワンセットだと思うんです。根っこはみんな同じだと思うんですよ。働く世代が減っていく中で、我々がこれから先々、成熟社会の中で、どうやって命を守って、安心して暮らせるような社会をイメージしていくのか。

確かに、ちょっと議論が外れるかもしれませんが、首長が国にお金を求めるというのは、これは当然のことだと思います、片方の中で当然だと思います。しかし、その議論の根っこの部分というのは、じゃあ、いかにこの負担の割合というものを、今、国とのフィフティー・フィフティー、半々でやっていますよね。その中の5%部分がインセンティブだとか、ああいうことに使われるような調整交付金の部分がございますよね。そういう調整交付金部分ぐらいは、現実的議論

ですよ、そういう部分ぐらいは国が持てよだとか、そういう議論は当然首長としてやっていかなくちゃいけないことですが、これから上がっていく負担部分をとにかく抑える、これは大事なことですけれども、全てをじゃあ国に求めるっていうことで果たしてもつんでしょうかということなんです。これは、義務教育の子供たちの、中学生ぐらいの中の本当に議論だと思うんです。これをどうするべきなのか。この議論が、負担はどうするのかというところが、残念ながら国の中で議論が進んでないと思います、私は。ですから、地方議会の中でこの議論を幾らやっても、大事なことですよ、大事なことですけども、暮らしを見詰めれば見詰めるほど、一体この先どうするのかというところが、午前中申し上げた、首長や連合長としての悩みなわけです。

ですから、真壁議員のおっしゃることもわかりますし、ここにおられる議員皆さん、そのことに賛同される、思ってることは同じだと思います。しかし、社会保障をどうやって維持し、次の世代にもきちんと引き継ぐのかっていうことを今こそしっかりと国民全体で議論しなくちゃいけないことだろうと思ってます。その中にこの地方の私たちの任された政治というのがあると、こういうぐあいと思ってるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 地方で何論議しとってもしけんって言うんですよね。それも、連合長の言ってる意味もわからんことないんですよ。でも、介護保険でいえば、責任者は連合長と副連合長、首長さんたちですよ。保険料を決めるのも連合長なんですよ、そうですよね。そこで現実との乖離があるって言うんですけれども、だとすれば、連合長、例えば国の予算で、国と町村が、県と町村、国が半分持ってるって言うけど、介護保険の全体でいえば、国、4分の1ですよ。社会保障の費用が幾らかかった、かかった、かかったって言うてますけれども、私は、国は大きなこと言うんじゃないよと、そのうちの幾らを出してるんだって。介護保険でいえば、金がかかる、金がかかるって言うけども、4分の3は、半分は国民が負担して、半分は県と町が負担してるやないですか。たかだか4分の1ですよ、その金が出せないって言うんであれば、全体的に国のお金の使い方はどうかって次に見ていくのが本当じゃないですか。

だから、何十兆円もかかってくる社会保障だって言うんですけれども、国が出す言ったお金は幾らなのか、全体的な経費の中からですよ。それが今、国会でしっかりと論議していかなきゃならないことだと思うんですよ。そのために地方はどうするかっていうたら、知事会、市長会、町村会が、一体こういうふうに言ってくるけども、一番暮らしを見える足元の町村長たちが暮らしの中から見えて、これ以上の負担は無理ですよと。とすれば、国のお金の使い方を考え直してくれなきゃだめですよって言わないといけないんじゃないんですか。

それとも、連合長の頭の中には、国は社会保障費を削って、何に使ってると思ってるんですか。税金かて決して高くないですよ、払ってるのは。所得税も払ってるし、地方県民税も払っていますよ。何に使ってるんですか、国は。答弁してください、何に使ってると思ってるんですかって聞いてるんです。国は何に使ってるんですかって聞いてるんです。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

国は国の政策した予算の中で、先ほど申しましたように、国という形を維持するための費用、さらに国民の安心・安全を担保する費用、そういうものに使う予算だと、このように思っています。その中で急激に伸びてるのが社会保障費であり、介護保険もその一部だということです。

これを誰がどうやって負担するのかっていう議論がここで当然していかなくちゃいけないことですが、皆さんと広域連合を組んで、1円でも安い、広域連合で最大のサービスをしていくということを私はやはりもっと議論していくべきだろうと思いますし、そのための今サービスの量の担保だとか、そういうことをやっているとござります。8期に向けてそういうサービスの量だとか、それから、それに対する御負担を1円でも安くする、そういうことを腐心するのが地方行政の仕事だと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長がおっしゃるように、今後いろんなことがあるけれども、なるべくなら負担が少ない、保険料とも少ないほうがいいと思うと。誰かて上げたくないですよ、ね、住民の暮らしわかってるから。でも、そうしようと思っても、国もお金がないと言ってるならどうするかって、連合長が考えるといったら、介護保険料や社会保障費が足りなかった分を一般財源から持ち出すっていうことに踏み切るわけですか。

私なんか一番あなたのことを考えて提案してると思ってるんですよ。もう暮らしが大変、お金がない、どう守っていくか。では、町村に吐き出すお金があるかっていったら、一番はこの制度を誰が、介護保険や国民の健康、安全を守っていくのはどこかっていうことになれば、選挙で選ばれた県知事なり市町村長なりが、住民の暮らしを守る立場でしっかりと地に足つけて、これ以上の負担じゃなくって国の仕組みの中で、社会保障費にもっと国がお金をかけるようにしてくれていうことを言っていかなといけないんじゃないですか。その考えが首長さんたちにあるかないかで、私は大分そこに住む住民の暮らしが変わってくると思ってるんですよ。もしかしたら、首長さんたちが声上げることによって、日本の仕組みそのものも変わっていくんじゃないかなっていうふうにも思うんですよ。連合長、その辺はどう考えますか。

余りにもお金がないと、国が社会保障費ばかりかけているという点を強調なさるけれども、余りにも国のお金の予算配分で使われてるところが見えていないのではないかというふうに思えて仕方がないですよ。今、国の中ではどんなところにお金が使われてて、どういうところの予算を削ろうとしているのか、これは一目瞭然じゃないですか。その辺はもう少しいろんな角度から見ただいて、もっと国に求めていくっていうことをやってほしいと思うんです。

ところで、連合長、私、このことばかりしたらあとのを言えないんですけども、南部町にゆかりのある方で宇沢弘文さんという方を御存じだと思うんですね。先日のシンポジウムでは、西伯病院の高田院長が宇沢弘文さんを例に挙げて、社会共通資本とは何かというところで、いわゆる公立病院の存在意義について述べられたんですよ。非常に印象深かったのと、そういう考え方そのものが地域に根づくことが住民にとって非常に大事だと思ったんですよ。

考え方のヒントって、ここにあると思いませんか。社会共通資本というのは、1人ではできないけれども、そこに住む方々が人間らしく過ごしていくために何が必要なのかというところに投資していくんだっていう考え方ですよ。そこに住民から集めた税金を使っていくんだという点から見たら、介護保険制度もまさしくそうではないでしょうか。私たちが国がお金を出してこないことを目つぶって、今度、第8期に何するかというたら、住民負担をどうするかしか話ができないことになるんですよ。ここではせっぱ詰まってるわけですから、住民の暮らしを見とったら、これ以上の介護保険料の負担というのは当然耐えられませんよ。そういうことを考えたときに、上げたくないけれどもどうしていくのかというときに、そうしたら一般会計から負担していくのかっていうことになる。それしてくださったらいいですよ。でも、一番は、今の時期に各保険者の責任者が声を上げて、大幅な国の負担増を言うていくことしかないのではないかと思います。その点の整理はできませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 最終的に市町村長が国に物申し、いわゆる介護保険であれば介護保険の円滑な実現のために国から予算を求めるということは、これは先ほど申し上げましたとおり当然の仕事だと思っていますし、そういうことはやってきております。1,718の自治体の長、広域連合等を含めればまた人数は違うのかもしれませんが、誰もがそれを願ってることだと思っています。

法勝寺にもとを持つ宇沢弘文先生ですんで、私も大変尊敬もしますし、院長の言われたとおりだと思っています。しかし、この介護保険、もちろん医療も、そういう共通資本、私たちみんなの大事な命を守る共通資本を維持するためには、やはり町民の皆さんも、この広域連合の皆さん

も一定の負担というものは求めなくてはならない、そのことがやはり自治だと思っています。どこまでのサービスを提供するのか、そのことがひいては負担の一番もとになると思います。そこを今後の第8期の中で議論していかなくちゃいけないと思います。

図らずも、先ほどアンケートの内容に、お金をしっかり出してもらって、大きな、いわゆる負担を上げてでもサービスをふやしますかという設問に対して御議論がありましたけれども、そこを聞かずして、サービスはふやしたほうがいいのか。これは、皆さん、絶対サービスをふやしたほうがいいと言われると思います。医療についても、当然ベッド数は一定たくさんあったほうがいいと、これは安心ですから。しかし、そこには負担という問題があるということを私は先ほどから一貫して申し上げているところでございます。

社会共通資本を維持するためにも、誰かがやはり負担をしていかなくちゃいけない。そして、その大部分を国に対してしっかりと負担をしてくれと、この議論以前に、これは首長として当然の仕事として、そのことは言い続けているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 済みません、ごめんなさい、予防のことを言えなくて残念なんですけども、大事な点、社会共通資本が大事だと、その考え方は大事だっていうことも一致する。

私は、やっぱり連合長にもう一つ考え直していただきたいのは、誰かが負担しないといけないって言うんですけども、負担負担とおっしゃいますが、何回も言うけど、介護保険の4分の3は住民が負担してるんですよ。何にもしてないんだったら負担と言うたらいいかもしれませんけども、負担してるんですよ。そんなん言うたら怒りますよ、町民が、失礼だ。第1段階から10段階まで決めて、それこそ住民税払えない人からも取ってるやないですか、負担してるんですよ。その負担に目をつぶって、負担がなかったらいけんって言って、国民の目が見れない政府のごとき意見を自治体の首長が言いよったらいけませんよ。そこは考え直してほしいという点の一つ。ぜひ考えてほしい。

それから、共通資本が大事だけれども、誰かが負担せんといけんというのは、聞いとって思うのは、介護保険でいえば、一番思うのは公的責任の放棄ですよ、それは。本来の社会保障っていうのは、集めてきた税金をどう使うかの中で賄ってるんですよ。今は保険制度なんですよ、介護保険というのは、その時点でもう住民が十分負担しているんです。その分の、これ以上の負担は耐えられへんと言うてるんだから、そこがわからへんと言うんだったら、住民が本来、今負担している分以上に負担できるのかどうかっていうことを聞いてもらったええと思うんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、時間が来ましたので、まとめてください。

○議員（8番 真壁 容子君） そういうことも含めて、済みません、3つ目の予防の点ができなかったんですけども、第8期に向けて、あと1回しか議会がないわけですよ、あと2月議会しか、途中で1回しかないわけです。そういう意味でいえば、第8期の計画で介護保険料が負担増とならないよう、それでもサービス低下をどのようにして防いでいくかっていうことには、抜本的な国が財政支援、財政増を求めるしかないということをしかりと掲げていていただきたいということを訴えまして、質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で8番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりにいたします。

ここで休憩をとります。再開は3時15分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後3時03分休憩

午後3時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより討論、採決を行います。

議案第1号、南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、南部箕蚊屋広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号は、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第2号、南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号、南部箕蚊屋広域連合事務分掌条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 2 号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 3 号、南部箕蚊屋広域連合議会議員等及び職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 3 号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 4 号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 4 号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 4 号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第 5 号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 5 号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

議案第 5 号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第6号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第6号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。

議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑はないものとし、これから討論を行います。討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 議案第7号の令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算に反対をいたします。

今回の令和2年度の一般会計予算は5億3,550万、前年度に比べて1,450万、2.8%の増になる予算が提案されてきています。中身は、御存じのように、3町村が広域で行う介護保険事業のいわゆる総務に当たる事務経費、それから特別会計に出していく給付金ですね、給付繰出金がほぼ6割以上を占めるという内容です。

私は2つの点を指摘して反対します。

まず1点目は、今回、令和2年度から準備される会計年度の任用職員についての問題です。会計年度任用職員についての大きな点での問題点というのはさまざまあるのですが、少なくとも待遇改善に何らかの影響を、いわゆる待遇改善に当たるということについては前進面もあるという

ふうには考えているわけです。ところが、今回なされてる会計年度の任用職員の方を見れば、2人を充てるそうですけれども、1人の事務補助の方が、会計年度任用職員になるに当たって時間を精査したってことですよね。それで、7時間を減らして、これまで15万5,800円の月額報酬が12万7,120円と3万近く減ってくるわけですよね。全体とすれば、期末手当等に対応するから、年の報酬についてはふえるんだと、30数万ですよね、2人で、そういうふうな内容でした。

私たちは、会計年度任用職員を導入するに当たって見とかないといけないのは、これを導入することによって待遇が悪化する場合には、ことごとく改善を求めていくという立場です。そういう点から見たら、果たしてこの内容が待遇改善がよしとして前進面に当たるのかっていう点ですよね。本来であれば、これまで時間数を確保しているということはそれだけの仕事があったということだと思えるのですが、今回は、退職手当等やいろんなことを考えて、やはり人件費の削減のほうに動いたのではないかというふうに思わざるを得ないわけです。その仕事の精査をすれば、一般職員がもっと頑張れということだというのですが、そこに理由を求めるのはちょっと難しいのではないかなというふうに思うわけです。

制度が変わって行って、同一の方を予定されているということであれば、そこには明らかに月額報酬の差というのが出てくるわけです。そうではなしに、今回、この会計年度の任用職員の制度を本当に有効に活用して前向きに捉えていこうとするのであれば、ここでの待遇保障等についても、フルタイムでの採用がよりの確であったのではないかというふうに指摘せざるを得ないという点です。なぜこういうことを言うかということ、やっぱり公務現場での職員のいわゆる働き方について、なるべく非正規の職員をなくしていくということで、こういうふうな会計年度任用職員にしてきたと思うんですけれども、待遇改善というのであれば、やはり月額報酬を下げることなくやるやり方をとっていくべきだという点が1つです。

2つ目は、広域連合を構成している3町村の広域連合のあり方の是非をやっぱりこの一般会計の中で問うておきたいということです。とりわけ要支援1、2が総合支援事業になったりとかして、支援事業として保険者がしていく、ここでは広域連合がやっているとということなんですけれども、保険制度から外れた段階での扱いになってるわけです、財政が同じだと。今回、先ほどの一般質問の中でも、利用者はふえてるし、金額もふえてるし、全く変わりがないですって言うわけですね。それはそれとして広域連合の努力は認めるわけですが、今回の要支援1、2を外してきた第7期の中で、このあり方というのは、国の制度とすれば、かかってくる費用の削減のためにしているわけですよね。いずれ、どのような形で、いわゆる給付削減のために動くかっていう

ことがはかり知れないわけです。

その一方で、だとすれば、どうしてもその中で見えたように、各町村での取り組みというのが介護保険制度の中では非常に大事になってくるということを指摘せざるを得ないと思うんですよ。地域包括ケアの取り組みを、私は制度全体としては決して賛成するものではないんですけども、地域と一緒に動いていく介護保険を目指していく上で、本当に今のやり方が適切なのかという点では、やはり検討しないといけないのではないかなというふうに思うわけです。その検討が、もしかすれば3つを一つにしていくこと、分かれたほうがいいのか、それとも、より効果的にできる方法は何なのかということをもっともっと模索していかなければ、住民から集めた介護保険料等についての有効な予防事業等ができていかないのではないかっていうふうに思うわけですよ。

そういう点から見て、やはり広域連合のあり方に疑問を呈するという立場から反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この議案第7号については、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の当初予算ですが、一番大きなのは、低所得者に対する保険料軽減が、消費税絡みですが、これが今度は特別会計へ繰り出すように、そのような内容になってます。それが大きな賛成の一つでございまして、あと、中身についてはいろいろあるんですけども、前年どおり頑張っておられるのは事実です。会計年度任用職員についていろいろ言われましたが、局長からの説明を受けましたら、皆さん、若干ですけど、ベースアップになると。これを反対理由されるということはちょっとまずいんじゃないかなと思っております。

広域連合については前から、この広域連合始まってから異議を言っておられますが、やっぱり広域連合、保険財政というのは一番太い幹でございまして。そうするための大きな幹で、これはしっかりとしたことがあると。各町村も施設もありますし、介護事業所も充実しております。財政が少なければ、本当に大変なところがあります。これを太くするということが私は大事な広域連合、これが今生かされていると思っております。

各町村との取り組みと連携は本当によくやっておられます。地域包括支援センターの職員さんも広域連合と連携として、広域連合からお金をもらいながら、このお金は何ちゅうお金だったかな、保険者機能強化推進交付金等を活用しながら今後もなっておりますし、今度は、来年度からはこれが倍になってできると、そういうことをして、保険者機能強化を各町村と連携して出現率

を抑えるわけは、元気なお年寄りを今後やっていくというような介護保険制度に変わりつつあります。

こういう観点から見ても、今回の当初予算はそういうことが十分生かされている予算だと思い、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

議案第7号は、委員長の報告どおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。

議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑はないものとし、これから討論を行います。討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和2年度の介護保険事業特別会計の予算に反対をいたします。

一番反対の大きな理由は、介護保険料が高過ぎるという点です。中身を見た場合、今回も、平成31年度の決算がまだ出ていませんからどうなるかわかりませんが、委員会の審査の中でもありましたが、基金が現在6,331万残ってるっていうんです。これは、広域連合だけじゃなくって、全国的に見た場合、介護保険の保険給付の伸びっていうのは鈍化してるわけですよ。その理由が、高齢者がふえてるにかかわらず減になってきているという理由の大きな一つが、利用控えっていうのを言われてるわけですよ。

やっぱり私たちが一番心配するのは、予防等がふえて、認定率が下がって、みんなが健康でいるんだったらいいんだけど、もしかしたら、住民の暮らしが大変な中で、利用控えが起きているということも十分懸念せんといけんっていうことを感じているわけです。それぐらい介護保険の仕組みが、現状とそぐわない高い保険料負担や利用料負担の中で、一番先行きの見えない制

度になってきているというのが現状だというふうに思うのです。

特に令和2年度の予算についていえば、5,000万近く、5,321万の会計としてはふえて、初めて特別会計としては30億を超えてきたわけですね。その大きな理由が、約4,900何万の施設の利用料がふえてきたという問題。そういう点から見たら、やっぱり予算とか決算というのは、数字は物を言っていますので、今、広域連合内ではどのようなことが利用されてどういう傾向があるのかって見た場合、次期の予算等を立てるときに、どのような介護事業計画を持っていくのかっていうこともよく見ていかないといけない課題だなというふうに思っています。このままでは、施設増がふえて、介護医療院等の移設等に伴った場合、余計に金額がふえてくることを考えた場合、やはり中山間地域の介護保険事業会計は、今のようやり方では大幅の住民負担増を避けられないという現状が来ていると思うんです。

そういう点から見ても、私は、高い保険料をどうするかということを決えず頭に置いて、この仕組みそのものを抜本的に考えていくような取り組みを考えていかないといけないし、令和2年度の特設会計もそれを示唆しているということを指摘して、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第8号については、賛成の立場からさせていただきます。

これ、保険料が高いっていうのを言っておられますが、そのために消費税絡みの分の低所得者対策をここに入れた当初予算でございます。

それと、あとは、るる言われましたが、施設は確かに4,900万もふえたっちゃうんだけど、全体で見れば4.3%しかふえてません。一番この特別会計でふえたのが、高額サービスとか、また医療合算サービスとか、それと介護予防事業、介護予防のケアマネジメント事業の委託等が軒並みふえております。ということは、それだけ予防に力を入れて、出現率を下げるため努力されたこの特別会計だと思いますし、4.3%にふえてないと言いますが、施設サービスが、これらはやっぱり要介護度の高い人が今施設に入ってふえてるのが現実じゃないかなと思っております。

そういうことで、要介護1、2、3の方も予防サービス事業、ケアマネジメントに委託したりして、それらの方を本当に在宅で支えておられるんじゃないかなと思っております。その結果が、保険給付で在宅サービス給付費が1,000万も減額になるように今この予算はなっておりますし、それだけ連合内で頑張っておられるんじゃないかなというようにこの数字を見ましたら見とれますし、基金も今回は600万だったかな、600何ぼ入れたぐらいの予算になっておりますので、これは違った、補正だったな。

それで、今回は、基金を8,893万ある中、2,500万崩してでもやっておりますが、場合によってはこれがまた変わる可能性もございますので、ぜひ国が進めている保険者機能強化推進交付金を活用しながら、これ以上負担がかからないように頑張りたいということをお願いいたしまして、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第8号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第9号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更についてを採決いたします。

議案第9号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第10号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

議案第10号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号、南部箕蚊屋広域連合議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

発議案第1号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、細田栄議員からの閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、細田栄君からの申し出どおり閉会中の継続調査に付すことに決定しました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

よって、令和2年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和2年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。長時間御苦勞さんでした。

午後3時42分閉会
